

氏名 <small>(法人にあつては名称)</small>	株式会社ツルハグループドラッグ&ファーマシー西日本
住所	広島県広島市西区井口明神一丁目1番10号
計画期間	令和2年4月1日～令和5年3月31日
基準年度(*1)	令和元年度

1 事業者の要件 (1)、(2)については、特定年度(*2)における市内に設置された全ての事業所の合計量)

該当する事業者の要件	<input checked="" type="checkbox"/> (1)原油換算エネルギー使用量(*3)が1,500キロリットル以上 (特定事業者) <input type="checkbox"/> (2)エネルギー起源二酸化炭素を除く物質ごとの温室効果ガス排出量(*4)が3,000トン以上 (特定事業者) <input type="checkbox"/> (3)特定事業者以外の事業者
------------	---

2 事業の概要

事業者の業種	ドラッグストア (主たる事業の日本標準産業分類における細分類番号：6031)
事業の概要	医薬品・健康食品・化粧品・日用雑貨・ベビー用品小売・処方箋による調剤業務 広島市内にドラッグストアを9店舗出店

3 温室効果ガスの排出の抑制等に関する推進体制

<p>温室効果ガスの排出抑制にあつては、執行役員を、エネルギー管理統括者とし、店舗開発部マネージャーを、管理企画推進者とします。 組織的に省エネ化を推進し、温室効果ガスの排出量の抑制を務めます。</p>

4 温室効果ガスの排出の抑制等に関する措置及び目標等

(1) 温室効果ガス排出量の抑制に関する目標

項目	基準年度の実績 a	計画期間の目標 b	削減量の対基準年度比
	令和元年度	令和2～令和4年度 (平均値)	$((a-b)/a) \times 100$ (aは基準年度の実排出量)
温室効果ガス実排出量(*5)	9,068 t-CO ₂	8,977 t-CO ₂	1.0 %
温室効果ガスみなし排出量(*6)		8,977 t-CO ₂	1.0 %
目標設定の考え方	店舗の照明、空調を高効率機器への更新を推進するとともに、EMSの導入を推進する。 (実績)9068, (目標)8977, (対基準年度比)1%のCO2削減を目指す。		

*1 基準年度とは、温室効果ガスの抑制割合を比較する基準の年度であり、原則として特定年度(*2)とする。なお、基準年度の温室効果ガス実排出量(*5)については、事業活動の著しい変動等により特定年度が基準年度として適当でないときは、事業者の判断により、特定年度を含む連続した過去3か年度の平均値とすることができる。

*2 特定年度とは、計画期間となるべき期間の最初の年度の前年度をいう。

*3 原油換算エネルギー使用量とは、燃料の量並びに他人から供給された熱及び電気の量をそれぞれ発熱量に換算した後、原油の数量に換算した量の合算をいう。

*4 温室効果ガス排出量とは、二酸化炭素(エネルギー起源のもの及び非エネルギー起源のもの)、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン及び六ふつ化硫黄)の排出量を二酸化炭素の数量に換算したものをいう。

*5 温室効果ガス実排出量とは、上記(*4)のうちエネルギー起源二酸化炭素の排出量と、それ以外の物質ごとの温室効果ガス排出量が特定事業者単位で3,000トン以上のものの排出量の合算をいう。

*6 温室効果ガスみなし排出量とは、上記(*5)に対して環境価値(*8)に相当する温室効果ガスの削減量等を調整したものをいう。なお、環境価値が活用されないときの温室効果ガスみなし排出量は、温室効果ガス実排出量と等しくなる。

(2) 事業分類ごとの原単位(*7)の抑制に関する目標 (※任意記載)

事業分類	基準年度の実績 a	計画期間の目標 b	削減量の対基準年度比
	令和元年度	令和2~令和4年度 (平均値)	$((a-b)/a) \times 100$
ドラッグストア	1442	1399	3.0 %
			%
			%
原単位の指標及び目標設定の考え方	原単位は、(原油換算量k1) ÷ (延床面積m2) ÷ (年間営業時間h) × 10 ¹⁰ とする。 原単位 = 4,217(k1) ÷ (延床面積m2) 74,031 ÷ (年間営業時間h) 394,946 × 10 ¹⁰ = 1,442 1,442を基準年度とし、対基準年度比3.0%の削減を目指す。		

(3) 温室効果ガス実排出量の抑制に関する措置の内容

広島市内にドラッグストアを90店舗出店
 以下の①、②により、CO2排出量の抑制を図る。
 ① 既存、新規の店舗の照明(蛍光灯→LED、LED→LED)、空調(EHP、GHP)を高効率機器へ更新
 ② EMS(エネルギー・マネジメント・システム)機器の導入し、空調のエネルギー抑制と最適化

(4) 温室効果ガスみなし排出量の抑制に関する措置の内容 (環境価値(*8)の活用等)

特になし

(5) 温室効果ガスの排出の抑制等に関する基本方針

既存、新規の店舗へ高効率の照明器具、空調機器を導入するとともに、EMS機器の導入を推進し、空調のエネルギー抑制や最適化し、温室効果ガスの排出抑制を図ります。

5 その他の取組

- ① バックヤード、倉庫などのこまめな照明消灯
- ② 空調機器の設定温度のルール
- ③ 省エネへの意識啓蒙の実施

*7 原単位とは、温室効果ガス排出量を生産量、延べ床面積等の当該排出量と密接な関係を持つ値で除したものをいう。
 *8 環境価値とは、オフセットクレジット制度等により、温室効果ガスの排出削減等を行うプロジェクトを通じて生成される温室効果ガスの削減量等をいう。なお、温室効果ガスみなし排出量(*6)の調整対象となる環境価値は市内分とし、市長が認めるものに限る。